

現行	改正案
<p>(第 1 条から第 6 条まで省略)</p> <p>(動物取扱責任者証)</p> <p>第 7 条 <u>市長は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項（法第 13 条第 2 項又は第 14 条第 4 項（法第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる事項の変更に係る場合に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による登録をしたときは、当該第一種動物取扱業者に対し、動物取扱責任者証（第 7 号様式。以下「責任者証」という。）を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 第一種動物取扱業者は、前項の規定により責任者証の交付を受けたときは、遅滞なく、当該責任者証を当該動物取扱責任者に交付するものとする。</u></p> <p><u>3 第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者が責任者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、動物取扱責任者証再交付申請書（第 8 号様式）を市長に提出し、責任者証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p>(動物取扱責任者研修)</p> <p>第 8 条 <u>法第 22 条第 3 項に規定する動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）を受講しようとする動物取扱責任者は、動物取扱責任者研修受講申込書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>3 第一種動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 10 条第 3 項ただし書の規定により、市長が開催する研修に代えて、神奈川県知事、川崎市市長又は相模原市長が開催する研修を動物取扱責任者に受講させることができる。</p> <p>(第 9 条から第 16 条まで省略)</p>	<p>(第 1 条から第 6 条まで省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 7 条 <u>削除</u></p> <p>(動物取扱責任者研修)</p> <p>第 8 条 <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）を受講しようとする動物取扱責任者は、動物取扱責任者研修受講申込書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>3 第一種動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 10 条第 3 項ただし書の規定により、市長が開催する研修に代えて、神奈川県知事、川崎市市長、相模原市長又は横須賀市長が開催する研修を動物取扱責任者に受講させることができる。</p> <p>(第 9 条から第 16 条まで省略)</p>

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和 52 年規則第 5 号）新旧対照表

(第 1 号様式から第 3 号様式まで省略)	(第 1 号様式から第 3 号様式まで省略)
<u>第 4 号様式から第 6 号様式まで</u> 削除	<u>第 4 号様式から第 8 号様式まで</u> 削除
<u>第 7 号様式</u> 動物取扱責任者証	<u>(削除)</u>
<u>第 8 号様式</u> 動物取扱責任者証再交付申請書	<u>(削除)</u>
(第 9 号様式 省略)	(第 9 号様式 省略)
第 10 号様式	第 10 号様式
別紙のとおり	別紙のとおり

(第 10 号様式)

現行

第10号様式（第8条第2項）

第 号

動物取扱責任者研修受講証明書

事業所の所在地

事業所の名称

動物取扱責任者の氏名

上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の規定による 年度の
動物取扱責任者研修を受講したことを証明します。

年 月 日

横浜市長



(A4)

改正後

第10号様式（第8条第2項）

第 号

動物取扱責任者研修受講証明書

事業所の所在地

事業所の名称

動物取扱責任者の氏名

上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の規定による 年度の
動物取扱責任者研修を受講したことを証明します。

年 月 日

横浜市長

(A4)